平成２２年（フ）第１６号
広島県三次市十日市中２丁目15番25号
債務者　髙岡　省壯
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１７号
広島県三次市十日市中２丁目15番25号
債務者　髙岡カツ子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３９号
北海道室蘭市母恋南町４丁目２番22号
債務者　田村　昭治
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奈良　泰哉
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５６号
福井県越前市高瀬１丁目17番35号
債務者　田中　幸枝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０２号
青森県八戸市湊高台２丁目３―10　ケアハウス青い鳥、住民票上の住所青森県八戸市新井田西１丁目２番10号　永光住宅Ｂ
債務者　笹川　ソデ
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
青森県八戸市小中野４丁目３番37号
債務者　吉田　則子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
青森県八戸市白銀台７丁目５番地10
債務者　木村　和則
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
岩手県大船渡市日頃市町字中板用66番地、前住所東京都文京区千石４丁目45番15―801号
債務者　佐藤　　勇
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６９号
埼玉県北本市東間１丁目52番地２　ファミールＫ―103、前住所岩手県一関市大東町大原字大明神43番地１　大明神団地４号
債務者　笹木　　岳
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第１３５号
群馬県太田市新道町1459番地４
債務者　井伊　正規
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８３号
岐阜県不破郡垂井町東神田１丁目100番地　ドムリッチ服部Ｂ101号
債務者　高橋　晴彦
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田878番地の43
債務者　安達　憲生
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３１６号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４―５―304
債務者　北内　　滉
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
埼玉県桶川市下日出西１丁目18番地の４　エンゼルハイムＢ―102号
債務者　大塚　敬子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
さいたま市中央区円阿弥７丁目11番７―407号
債務者　松木　信勝
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４１８号
さいたま市緑区東浦和２丁目12番地６　403
債務者　関口　秀子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４４９号
さいたま市浦和区元町１丁目30番17号
債務者　熊本　文男
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係